

- 1 会議名 全員協議会  
2 日時 平成28年12月5日（月）  
午前10時～午前11時40分  
3 場所 第3委員会室  
4 出席議員 全議員  
5 出席者 市長 片岡恵一  
行政課長 中村定秋  
6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕  
7 協議事項

(1) 12月定例会懸案事項について

須藤智子 議長：先日、議会運営委員会で堀議員より、市長の政治資金規正法違反の疑惑解明のための調査を行う特別委員会を設置する決議という案が提出された。議運ではさまざまな議論が出され決められなかったため、議会運営委員会委員長より、この場を、皆さんの意見を聞きたいということで、この全員協議会の場を設けさせてもらうことになった。

それではまず、堀議員からこの決議文の内容を説明してもらいたい。

堀 巖 議員：そういうことは議会運営委員会委員長からの方がいい。

梅村 均 議員：では、経過を・・・

塚本秋雄 議員：これはなに、市長に・・・

須藤智子 議長：市長にも出席を求めている、議会運営委員会で。

塚本秋雄 議員：出席を求めてもいいが、市長がいる中でやるのか。

須藤智子 議員：そのとおりである。議会運営委員会の中で市長の出席もということで要請があった。

塚本秋雄 議員：その内容を、市長を入れてやるのか。

須藤智子 議長：これは総務・産業建設常任委員会の答弁によって、このような決議文が出たということではないのか。

梅村 均 議員：私から経過を説明する。先ほど言われた案が提出されたため、どうしていくのかという話し合いになったが、この件は以前、総務・産業建設常任委員会に市長にも出席してもらい、やりとりをした内容のものである。1つだけ回答がはっきり出ていなかったことがあり、調べればわかるのではないかとということで保留になっていた。その件が正式に市長から文書で回答がされたが、単価や部数の正確な数字は出ていないということで納得がいかないため、明らかにする場をもう一つ設けてはどうかという提案があった。

市長に来てもらうことは、回答の内容である。その回答がわからなかったという回答であったので、その点についてもう一度説明してもらいたい。もし、この数日間でわかったことがあれば、回答してほしいので、市長にも来てもらった。

須藤智子 議長：そのことについて、まず市長の答弁を求める。

塚本秋雄 議員：今日の内容を整理してもらいたい。

片岡恵一 市長：私は、最初に説明して退席すればいいですか。

塚本秋雄 議員：いや、違う。私は、何をどの段階でどうやるのかは堀議員の説明を聞いた後になるかなど順番があると思うので、議長に整理してもらわないといけない。市長がいる前で、百条委員会について議論を始めると、しっちゃかめっちゃかになると考える。

須藤智子 議長：百条委員会ではなく、議会運営委員会の中で市長の……。

塚本秋雄 議員：全員協議会の議題にも上がったということは市長からまとまった答弁がないため、総務・産業建設常任委員会委員長から離れて議長へ来てしまったのではないか。市長の回答は、総務・産業建設常任委員会委員長の手から離れたのではないのか。

黒川 武 議員：私は厚生・文教常任委員会に所属しているため、総務・産業建設常任委員会は傍聴しているが、どうしてもやっぱりその間の情報が全体的に開示されているとは思えない。だから、まず発端は6月定例会における堀議員の一般質問から始まって、9月で請願が市民の方から上げられたことである。したがって、この間の経緯を、誰かが時系列的にきちっと説明しなければ、いきなり議会運営委員会でどうだったと言われても難しい。市長に対してどのような質問を投げかけ、市長がそれに対してどう答えていたかという部分について、誰か詳しくわかるのか。

須藤智子 議長：まず、総務・産業建設常任委員会の経過を。

黒川 武 議員：少なくとも総務・産業建設常任委員会は所管事項でやってきたため。

須藤智子 議長：総務・産業建設常任委員会は閉じているので、その答弁に対してどこで取り扱うのかというのもある。

黒川 武 議員：余り先走ってそういうことを言うのではなく、総務・産業建設常任委員会として今まで取り扱ってきたではないか。9月定例会では市長にも出てもらい、さまざまな質疑があり、市長自身も記憶が曖昧で、少し時間をもらいたいと言っていた。先ほどは市長からそれに対して回答があったが、その回答内容が不明であるため、今般の堀議員の発言につながったのかと思った。しかし、その間の具体的な内容はわからないため、

総務・産業建設常任委員会委員長なり、誰かに説明を願いたい。

須藤智子君 議長：じゃあ、総務・産業建設常任委員会委員長の宮川議員に経過報告を求める。

宮川 隆 議員：時系列にということだが、正確な日付は、事務局に確認したほうが確実だと思うが、既に9月議会の際に請願第2号の市長の、正確な名称は。内容としては概ね理解してもらっていると思うが、要は、片岡市長の政治団体と、それからリーフレットと選挙チラシと、それからもう一つがビラの3点の発注先及び総数が明確ではないというところをつまびらかにしてもらいたいという内容であった。

最終的には、冊子の印刷部数、発注先及び金額である。出してほしいということだったが、委員会の中では明確な数字は記憶にないという答弁であったので、最終的には文書で出してもらいたいということになった。また、百条委員会については総務・産業建設常任委員会としては、そこに至るまでのものはないということで、百条委員会は開かないという結論を出したわけである。その後、市長のほうから文書を先日もらい、総務・産業建設常任委員会としては、こちらが質問したことに対して文書で出して文書でもらうという行為までだったため、全ての委員ではないが、もらった段階で意見を聞いて、総務・産業建設常任委員会としては一定の結論を出した。その後、その答弁に対して質問だとか疑義をどう整理するかということに関しては、総務・産業建設常任委員会ではなく、もう少し全体の中で話し合う場で考えたほうがよいということで今回、堀議員が議会運営委員会に決議書を提出された。それをもって、議会全体としてどう取り扱うべきかというのは、今後考えるべき段階に来ているのではないかと。

流れとしては、そういうことである。

須藤智子 議長：そういうことで、議会運営委員会に一応出されたが、議会運営委員会では全議員の意見を聞いて決めたいということで、本日、全員協議会を開くということになった

それでは、市長に回答の補足を求める。

片岡恵一 市長：では、発言のお許しをいただきましたので、私の考えを述べさせていただきますというふうに思います。

お尋ねの冊子単価、数量については、4年前のインターネットメールを保存しておらず、正確な数字をお答えできません。ただし、既に委員会の答弁において、1部が400円ぐらいはかかったと思う。また、部数についても1,000部か2,000部とお答えしております。したがって、40万円以上冊子に使ったことは明白で認めており、もし法に抵触するということがあれ

ば、既に罪とする要件は成立しています。

収支報告書は後からでも修正の届け出ができますが、その修正を行わない理由を述べます。

愛知県選挙管理委員会に、冊子に団体名を使いましたが収支報告書に載せなければ違反になるかを問い合わせましたところ、名前を使ったということが問題ではなく、実態としてその団体が行ったことを正確に報告しているかどうかですとの回答でした。したがって、実際に何もしていない団体に活動があったことにするほうが問題との観点から、収支報告書を修正して届けることはやっておりません。また、選挙管理委員会はこれらの情報はある程度つかんでおり、もし法に抵触するなら、監視機関として告訴する責務があるのではないのでしょうか。

ある方が、江南警察署へ私の団体の会計責任者を告訴しております。警察は様式が整っておれば受理はするそうであります。もし法に抵触するなら、警察が起訴することになります。警察に説明することはいといたしませんので、いつでも説明したいと思っておりますが、今のところ私に事情聴取するという話は来ておりません。

既に、議会はこの件を問題化することで機能を果たしております。これ以上は警察の結果をお待ちになるのが、議会として懸命な行動だと思います。

私は、最近、議会がモンスター化していると思います。学校で発生しているモンスターペアレントのような状況です。一部の極端な意見や行動に振り回されているような気がします。議員の皆さんは、市民の代表として広い視野から判断し、行動され、議会が良識の判定機関として機能することをお願いいたします。

今、発言しましたことについてはペーパーを作っておりますので、理解を求めたい議員に配りたいのですが、許可していただけますでしょうか。

須藤智子 議長：許可する。

(資料配付)

須藤智子 議長：それでは、このことについて何か質問がある議員はいるか。

堀 巖 議員：今の市長の考え方を聞き、議会運営委員会の中でも述べたように、市長は議会としての役割を終え、十分問題化したと述べたが・・・。

片岡恵一 市長：それは、皆さんに言ってくださいよ。

堀 巖 議員：市長への質問である。先日の議会運営委員会の中でも言ったが、議会の権限として設ける百条委員会と警察権限とは全く質の異なる

ものである。議会の役割は終え、真相究明は警察が動けばいいのだというところについて、百条委員会できちんとした答弁を求め、そういう機能、権限をどのように考えているのか。

片岡恵一 市長：やはり、百条委員会は非常に重いものだと思います。議会が証人喚問することは非常に重いと考えますが、その対象は、現実を考えなければならぬと思います。著作権問題のときもそうでしたが、重大な犯罪になるとか、あるいは市に大変な損害を与えるなど重大案件であることが開く原点だと思います。だから、私の考えていることは、そういうことまで突っ走ることがいいのかということです。議会が決めることなので、それは議会の良識の中でやっていただければいいと思います。しかし、私の感想としては、一定のことはやっているのだから、これをやらないと議会がどうこうなるということはなく、ひょっとしたら恥をかくかもしれません。

須藤智子 議長：他に質問あるか。

木村冬樹 議員：市長ではなく、行政課長に聞きたい。法的なことがどうなのかということであるが、市長は政治団体としての収支報告に名前を使ったということだけでは、必要性についてはどうかというところで、団体として行ったという正確な報告ということによってほしいということが選挙管理委員会から言われたということだが、例えば市長が答弁している40万円程度のお金を使っている部分について、これは全く何も報告しなくてもいい制度になっているのか。

中村定秋 行政課長：政治資金規正法に関する事務は、岩倉市選挙管理委員会の事務ではございませんので、それについては県の選挙管理委員会の判断と、解釈ということになります。

政治資金の収支報告書に関しても、岩倉市の選挙管理委員会が何らかの対応をするというものは一切ございません。

堀 巖 議員：市長の説明は聞いたが、やはり6月議会の答弁にもう一回さかのぼりたいと思う。

そのときは、個人と団体は、片岡恵一という政治家本人と市政を語る会の代表者片岡恵一とは同一人物であると言っていた。要は、個人の片岡恵一さんが、その団体の片岡恵一に名前を借りていいかと聞いたら、団体自体には収入がないので団体で印刷することはできないから、後援会の名前は使っていいよと、これはひとり芝居である。実在か架空かよくわからないが、そのようなやりとりをして使っていいと。個人の片岡恵一さんが作成したパンフレットであるので、後援会の収支報告はゼロで、体裁を整えるために後援会の名前を使いたいという意味が働いたわけである。

通常は自己資金を後援会に、例えば100万円寄附をして、歳入として計上して、支出で印刷費等を計上する。ほかの政治家の方もそのようにやっていることになる。仮に、今の市長の主張が正しいとすれば、後援団体の収支報告書は全てゼロでいいということになる。

だから、それが本当に法の意図するところなのかなという話である。そういったことで政治倫理が問われ、一般質問で取り上げて議論を重ねたが、2カ月たった現在でも、もう記憶にない、データがないということで、最終的には今すぐ記憶の中で答えろと言われても答えられないので時間を下さいと言って2カ月たった中で、何も進展がないということは一般常識からして考えられない。例えば、業者名が片仮名だという記憶の答弁であった。その後、その片仮名がどうしても思い出せないということは、私は市長の頭脳明晰さからいってもおかしい。一般的な市民から問われても、それはおかしいということで問題になっているわけである。

片岡恵一 市長：メールでやりとりしてありますと、頭では覚えずメールにしか頼らないです。

例えば、私は、本はアマゾン、品物だって半分以上はネットで買っています。いつ何を幾らで買ったのかなどそんなのは取引が終わったら、別に覚えていないのが普通ではないでしょうか。

その辺は、頭の中を割って見てもらうしかないです。自分で覚えてないという以上、思い出せないです。

堀 巖 議員：だから、その答弁自体が一般市民から見ると通用しないとやっている。アマゾンで買った本の名前とかそういうことではなくて、何回も発注するにはやりとりをする。そのことで片仮名であったと思いますと言ったあの答弁が、2カ月かかり業者名すら出てこないことは通常あり得ないと言っているのである。

片岡恵一 市長：それは、あなたが・・・。

堀 巖 議員：私は片岡市長とずっとつき合ってきて、そんなことあり得ないと思う。一般市民から見てもあり得ない、10人なら10人に聞いてあり得ないと思う。どう考えてもおかしい。支払いは現金でされたのか、振り込んだのか、どちらなのか。

片岡恵一 市長：振り込んだと思います。私は女房に選挙で結構お金を使うことを叱られていますので、小遣いを振り込んだと思います。だから、女房に振り込んでおいてくれとか、そういうことを言えないものですから、そういう振り込みで自分のお金を使ったと思います。

堀 巖 議員：振り込みであれば通帳に残る。銀行のデータとしても残る

ため、銀行に4年間のそういった問い合わせはこの2カ月間の中でしたのか。

片岡恵一 市長：私は、ここのUFJのカードを持っていますが、そのあれだと女房の通帳に残り、これ何と言われるため、キャッシュを持っていて、それでキャッシュで振り込んでいます。へそくりというか、そういうお金でやるしか、批判されないようにするのもそれしかないかなと思っています。だから、通帳には残らないと思います。

堀 巖 議員：ちょっと変な話である。1期やって2期目で、奥さんから立派なパンフレットをつくって配ることで怒られるとか、そんなこと普通の市長でおかしいではないか。

片岡恵一 市長：退職金の問題と絡んでいまして、退職金をもらわないようにしたのに大変なお金使ってみたいなことを家庭内では言われます。そういう不利な立場に私は家庭内ではいますので、その辺は怒りを買わないようにやっています。

須藤智子 議長：ほかに質疑はあるか。

〔挙手する者なし〕

須藤智子 議長：ここで暫時休憩する。

(休憩)

須藤智子 議長：それでは休憩を閉じて再開する。

それでは、ここで議員の皆さん一人一人に意見を聞きたい。

今の市長の報告を聞いて、この堀さんが決議文を出された百条委員会の設置を行ったほうがいいのか。

黒川 武 議員：その前に、恐らくこれ以上市長に言っても出てこないだろうと思う。それで、政治資金規制法上、どこに問題があるのかを説明してほしい。先ほど行政課長が、政治資金規正法の問題を問うのは愛知県選挙管理委員会の所管であると述べた。県の選挙管理委員会の回答も出ているわけであり、そのことも答弁をされている。したがって、県の選挙管理委員会がそういう回答を示しているにもかかわらず、政治資金規制法上、違反のおそれがあるとか、それだったら、もう少しその辺を具体的に、どこどころに違反のおそれがあるのか説明してもらいたい。

須藤智子 議長：行政課長に説明を求めるということか。

黒川 武 議員：行政課長は関与しないという話だから、発案者に説明してもらいたい。

須藤智子 議長：では、発案者に尋ねるが政治資金規正法違反がどこにあるのか。

黒川 武 議員：発注先がどこで、数量は幾らで、金額も曖昧に言われたため、不十分である。だから、具体的な法違反があつてのことなのか、それともこの間の市長の姿勢が誠実ではないということを行っているのか。それはある意味、感情も含めた形だと思う。

だから、法違反だったら、それは重大な捉え方をしなければいけないと思うが、そこがはっきりしないままに議論を行っている気もするので、説明してほしい。

須藤智子 議長：では、堀議員、説明を。

堀 巖 議員：まず、総務・産業建設常任委員会としての最終的な結論と先日の議会運営委員会の中の結論は、究明すべきだということが全員一致の意見であった。

全員一致で究明すべきだという点はなぜかという点、先ほど言ったように、片岡さんの同一人物で団体と個人を使い分けてやるのが正しいとすれば、全ての収支報告書は基本的にゼロでいいということになる。そんなことはどう考えてもおかしい。それが法に抵触するかしないかは県の判断であり、裁判所の判断になる。

しかし、市長として、これまでの経過、二転三転して毎年出したとか出さないとかいう答弁についても、不明確でいいかげんな答弁を繰り返して、後で謝罪をするということが続いている。法に抵触するかどうかの部分もあるが、政治姿勢、政治倫理がおかしいため全員一致で究明すべきだということが根拠だと考える。

だから、通帳を探しても載っていないと言われたが、記録は残っているはずである。それを解明する手だてとして、市長が言わないのであれば、百条委員会を設置して、自らが調査権を行使するしかないと思う。

法に抵触していなければ百条委員会を開く必要ないということは、百条委員会の重みと言ったが、私は議会の責務の重みと天秤にかけたときに、重い、軽いなんてことはないと思う。だから、議会として、市民から見て、恥をかくと市長は言われたが、逆である。私は、議会が責務を全うしないことに対して市民からは批判が来ると考える。

黒川 武 議員：堀議員に聞くが、県の選挙管理委員会が出している回答であるのか。

大野慎治 議員：今日は、退席しなければならないので。

須藤智子 議長：そうだった。

大野慎治 議員：今日は、退席届を提出しているので、申し訳ない。一点だけ述べさせてほしい。志政クラブは、一貫して、9月議会冒頭のときにも、

真摯に陳謝をすれば問題にしないということは正・副議長に申し入れていた。それが、議会全体としてあれが謝罪だったのか謝罪でなかったのかという判断がなかったと判断して、また委員会でも、そのときは総務の委員長に真摯に謝罪すれば志政クラブは許すという話は申し入れてあったが、なぜか言いわけのようなことばかり言う。これは政治家としてのモラルの問題である。

3人を代表して言うが、これは真摯に対応してもらえたら、我々は一切問題にしないと言ったにもかかわらず、それを真摯に謝罪も対応してもらえなかったことが一番の問題なのではないか。私たちは正・副議長にも委員長にも最初からそれだけは申し入れていることなので、モラルの問題だと発言させてもらい、退席させてもらう。

須藤智子 議長：ほか御意見はあるか。

黒川 武 議員：県の選挙管理委員会の回答が出ているわけである。それに対して堀議員はどうも納得していない。先ほども県の選挙管理委員会が判断するだとか裁判所が決めることだということと言われたが、そのところが曖昧になっている。

後半のところは、この間の市長の不明瞭な答弁について、政治倫理上いかがなものかと、そういうところだと思う。そのところは捉え方、見解の違いも出るだろうと思う。

だから、最初に申し上げた政治資金規正法違反の事実行為があるのかなのかというのは、これは県の選挙管理委員会の回答で明確になっていると思う。もし、それがおかしいというのであれば、県の選挙管理委員会に対して物を言うべきものではないか。

堀 巖 議員：それは違う。事実行為があった後にしか開けないかということを行っていると思うが。

黒川 武 議員：百条委員会のことを言っているのではない。政治資金規正法違反ではないということは、県の選挙管理委員会の回答である。

堀 巖 議員：ではないとは言っていない。ではないとは断言できるわけではない。それは最終的に裁判所が決めることである。

須藤智子 議長：この百条委員会を設置して、市長の政治資金規正法の疑惑を解明する調査ができる。

堀 巖 議員：だから、最終的に法律的な判断を百条委員会が求めるわけではない。百条委員会を設置したって、そんな法的にどうかこうとかというのは決められないと思う。

黒川 武 議員：百条委員会の話は少し横に置いておき、個人と団体、それ

で団体の名前を使ったということ。しかし、県のほうの回答は、市長の先ほどの説明によると、名前を使ったということは問題でなく、実態としてその団体の行ったことを正確に報告しているかどうかというのが県の選挙管理委員会の回答であった。それについては、堀議員は納得したのか。

堀 巖 議員：納得はできない部分はある。例えば同一人物だから余計おかしい。他のきちんとした後援会があって、そことのやりとりで、それは実態のない後援会がやったことを、名前を使ったからと言って報告したのはおかしいというのはわかる。でも、実際に市長が答えているように、同一人物なのである。だから、たちが悪いと言っている。だから、小手先でやっているだけではないか。

黒川 武 議員：だから、そういう県の選挙管理委員会の回答が。

堀 巖 議員：だから、それは法に抵触しないかもしれないと思う。

黒川 武 議員：で、納得しているのか。腑に落ちないとか……。

堀 巖 議員：県の選挙管理委員会の言うことは間違いではないが、そのように答えるしかない役所の模範解答である。その模範解答が正義かといったら、それは正義ではない。

黒川 武 議員：もし疑義があるのであれば、堀議員自身が県の選挙管理委員会に対して、そのことについて何か聞いたのか。

堀 巖 議員：そんなことは聞く必要はないと思っている。

黒川 武 議員：県の選挙管理委員会の判断に間違いはないということである。

堀 巖 議員：そうである。

塚本秋雄 議員：今話していた内容の県の選挙管理委員会などは初めて出てきた。

黒川 武 議員：前にも本会議なのか、総務・産業建設常任委員会なのかわからないが、述べていたことではないか。

塚本秋雄 議員：これは、告訴したことの関連の文書になっている。総務・産業建設常任委員会委員長が文書で出してから考えたのではないか。違うのか。その前なのか、その後なのか。

須藤智子 議長：どういうことなのか。

堀 巖 議員：市長が問い合わせたのは。

塚本秋雄 議員：この文書。

黒川 武 議員：この中段のところか。

塚本秋雄 議員：収支報告書はあくまでも……。

宮川 隆 議員：どこの部分なのか。

塚本秋雄 議員：この部分、総務・産業建設常任委員会委員長が文書を出した前か後かによって違ってくる。

黒川 武 議員：この答弁は、今ここで初めて市長が言われたわけではなく、9月の総務・産業建設常任委員会の中で市長が答えた。

堀 巖 議員：それは違う。そのことは答えていない。

塚本秋雄 議員：これは参考人招致しないとわからないことである。

木村冬樹 議員：上の段のことは答えたかもしれない。

堀 巖 議員：それは答えていない。

塚本秋雄 議員：県の選挙管理委員会の考え方と公職選挙法をしっかりと知っている人の確認で、その人がオーケーと言えば、ここもオーケーになると思う。しかし、このようなことで全国的に選挙をやるなんていったら、わからん選挙になっちゃう。もちろん公職選挙法を変えないといけないと私は思っている。

だから、ここの選挙管理委員会のことがこのまま正しいということやっていって、別に告訴されないというなら、それはそれで事実として確認しないといけない、この部分はね。それなりの機関で。

黒川 武 議員：冊子を作るに当たって、後援会の団体の名前を使ったことについては収支報告の訂正が必要かどうかということについて、市の選挙管理委員会から県の選挙管理委員会に照会はしたのか。

行政課長：こちらは市長が直接、御確認をされたことだと思います。

堀 巖 議員：市長が直接やったのであれば、これまでの経過などは市長の言葉で、それに対する回答である。どのぐらいの資料を持っていったかわからないが、電話でやりとりを多分したと思う。

須藤智子 議長：決議書の1番で、堀議員に尋ねたいが、政治資金規正法違反の疑義解明のためというのは特別委員会を設置して、政治資金規正法違反かどうかは委員会の中で解明されるのか。

堀 巖 議員：疑義である。

須藤智子 議長：もし設置したら、どこに調査を依頼しようとしているのか。

堀 巖 議員：どこに調査をか。

須藤智子 議長：開いた場合、設置したはいいけど、どこに。

堀 巖 議員：今も言ったように、これは市長自らが選挙管理委員会に問い合わせして回答を得たことがさっきの文書である。しかし、何回も言うが、発行元で後援団体名を使って自由にビラや冊子などを作れるのであれば、何でもありになると思わないか。収入ゼロで自分のポケットマネーで全部やるだったら何にも透明性なんか確保されないではないか。違うか。

須藤智子 議長：しかし、疑義を解明するところはどこなのか。

堀 巖 議員：だから、それは何回も言うが、本当は歳入歳出をきちっと載せてやるというのが正しいやり方だと思う。他の人もそう思っていると思うが、議長はこれでいいのだと思っているのか。

須藤智子 議長：そういうことは思っていない。やはり、収支報告書は報告を出してやるのが普通である。

堀 巖 議員：発行元が後援団体だったら、そうである。そこが同一人物だからいいのだと言われるが、それはおかしい。だから、まだ疑義の段階である。それが正しいかどうかをきちんと市長ではなく、議会として確かめることが必要ではないか。市長の言葉をうのみするのではなく。

須藤智子 議長：しかし、設置した後どこへ調査を依頼するのかというのがちゃんとはっきりしていないと何も動けない。

堀 巖 議員：県の選挙管理委員会も一つの対象である

須藤智子 議長：しかし、はっきり解明されないと思う。

堀 巖 議員：大体正しいことは見えてくると思う。

須藤智子 議長：市長は、刑事告発されているから、その結果を待ったらどうだということを行っている。

堀 巖 議員：それは違うと思う。

木村冬樹 議員：要するに政治資金規正法はざる法で、個人と政治団体を使い分ければ、収支ゼロでも通ってしまう法律である。だから、この法律はやっぱり変えないといけないと思うが、それは国会の仕事なのかもしれない。

問い合わせについては、百条委員会を設けなくても議会としてできることもかもしれないが、県の選挙管理委員会、あるいは部数はもうこれは出てこないか。

須藤智子 議長：出てこないと思う。

木村冬樹 議員：裁判か何かでなければ出ないのではないか。

堀 巖 議員：銀行に照会はかけられる。

木村冬樹 議員：銀行での取引なので、銀行に照会はかけられるか。

須藤智子 議長：お金は銀行から出していないと言っていた

堀 巖 議員：銀行に振り込んで、相手先もある。

木村冬樹 議員：相手先の口座にキャッシュで振り込んだからか。

堀 巖 議員：それは捜査できる。

梅村 均 議員：部数は大体1,000部か2,000部という話だが、それ以上に何かわかると、何か次の展開があるのか。

鈴木麻住 議員：9月定例会に提出された請願は百条委員会を開くという項目については、そこまでは必要ないと一部採択したが、真実を明らかにしてほしいということと謝罪を求めるという項目に関しては、採択した。請願で採択したことはやらなければならないのではない。今の冊子の話もそうだが、そのときに部数とどこに依頼したのかを求めた。しかし、その回答が今はわかりませんという回答であり、堀議員が追求したが、それに関しても覚えていないとかポケットマネーで払ったから、へそくりだみたいな話をしている。それはやはりあそこで採択したものが、非常にいいかげんな回答で、モラルの問題というのは大野議員が言ったが、まさしくそういうことである。

だから、追求するのであれば追求しなければならない。私は、それは百条委員会ではないと思うが、その追求する方法が何なのかを議論したほうがいいのではないか。やらなければならないと私は思っている。一部採択したため、それはやはり重いのではないか。だから、これはもういいのだという話なのか、追求はしなければいけないのかということであれば、追求する方法、議会としてどういう方法があるのか、そこを議論してほしい。

須藤智子 議長：では、百条委員会を設置したほうがいいのかということを一人数つ聞いて確認する。

堀 巖 議員：今の鈴木議員の意見ではっきりしたが、やはり追求しなければならないというのは、請願を採択した関係でも、これまでの経過にしても、全員一致だと思う。しかし、黒川議員の話を聞いていると、追求しても仕方ないと聞こえ反論したが、追求する手段として、議会運営委員会の中で他に代替案があるのであれば言ってほしいと投げかけたが、何も出てこなかった。

私は、調査権が銀行の取引などを調べられる百条委員会しかはないと思っているので、百条委員会を上げた。そういうことで、みんなの意見をお願いしたい。

須藤智子 議長：百条委員会でなければ。追求できないということなのか。

堀 巖 議員：それしかわからないので、私はそう思う。

梅村 均 議員：だからこそ、調査が警察にしかできないところもあると考える。警察が調査を行っているのであれば、そこで明らかにできる。

堀 巖 議員：それが梅村議員の意見か。

梅村 均 議員：そのとおりである。議会として明らかにするための予算措置をして調査がどこまでできるのか。

須藤智子 議長：梅村議員は、議会でそういう調べる機関があれば……。

梅村 均 議員：決して議会は何もしなかったということにはならないのではないかと思う。このようにみんなで話をし、議論して、請願もいろいろ議論してきているわけなので。

堀 巖 議員：今の話を聞くと、議会として最終的に究明しなくてもいいということか。

梅村 均 議員：そのとおりである。

堀 巖 議員：最後まで究明する必要はないと。

梅村 均 議員：あとは、警察に任せるしかないと思う。

堀 巖 議員：たまたま一市民が告訴しているということである。もし、告訴していなければ、そのときは百条委員会を立ち上げて、ちゃんと調査をすべきだと考えるのか。

梅村 均 議員：そこはまたそのとき、どう……。

しかし、さまざまな調査を突き詰めていった結果が、本当に重大な市の損害なのか考えると、予算をつけてまで調べることであるのか。

だから、そういう意味では、議会でやるとしてもこの辺ではないか。

須藤智子 議長：一応、請願で百条委員会の設置については採択されていない。委員会では却下した。

鈴木麻住 議員：真実をはっきり追求するというので、そのときに求めたのが今の冊子の回答だが、回答はない。

須藤智子 議長：それについてはわからないという回答が来た。

鈴木麻住 議員：調べればわかるのではないかという意見であった。

梅村 均 議員：やはり正確な数字がわからないというような思いがあるのではないか。

堀 巖 議員：市長の政治倫理、政治姿勢のことが飛んでしまっている。

木村冬樹 議員：最初に、気になるのは2年に1回報告しておけばいいという感覚の政治姿勢が一番問題だと思う。私は、管理のずさんさが7項目の質問の中で、一番気になった。

梅村 均 議員：その点は、総務・産業建設常任委員会で議論され、一応結論がついた。

木村冬樹 議員：同じようなずさんさが、部数や印刷会社がわからないと言っていることにもあらわれていると思う。だから、どこまでやれるかわからないが、今のところ、県の選挙管理委員会と金融機関への取引情報の開示を求めるなど何かできるものがあるのであれば、その方法でやればいい。それは百条委員会でなければできないのであれば、究明する上では必要であると思う。

梅村 均 議員：意外とインターネットで頼んだものは、何回か頼んでいるものやすごくやっていたら覚えがあるが、名刺など普段と違うものを造ろうと思い、そのときだけどこかやれるところないかとぼっと頼んだものについては、その単価とかを覚えてはいるときもあるような……。

堀 巖 議員：あえて書いた。

梅村 均 議員：私もいけないが、全員が覚えているものなのか。ちょっと自分で思い出して、名刺を1回、そういえば作ったことがあるが……。

梶谷規子 議員：自分の名刺1回と市民に配布したパンフレットとは重みが違うと思う。

梅村 均 議員：申し訳ない、少し違った。

黒川 武 議員：市長の政治姿勢や県に出す政治資金の収支報告書をまとめて出すという本人の勘違いがあり、それに対して9月21日の総務・産業建設常任委員会においては、市長自身が陳謝をした。それで、請願項目2つ目については、総務・産業建設常任委員会の席上において陳謝をしたということで願意は達成された。その後、委員会と本会議で請願項目の2つ目については一部採択とし、それはそれで一つの決着がついたと思う。

ところが、総務・産業建設常任委員会の中で質問したことについて、その質問したことが解明されなければ決定的にいけない事項ではないだろう。ただ市長の政治姿勢として問われる要素であり、問題視をされているという受けとめ方をした。

確かに、事実行為は解明すべきだということになれば、それは百条委員会を設置するのか、あるいは議長が県の選挙管理委員会宛に照会をすれば、きちっとした回答をもらえるだろうと思う。ただ、個人情報にかかわるデータというのは、なかなか難しいところがあるのではないかとも思う。特に、やっぱりインターネット上や、本人のメールのほうは削除してしまっていると思うが、向こうの手元は多分残っているだろうし、それを解明しようと思えば、これはやっぱり権限を持った者がやらないといけない。百条委員会では、そこまでの立ち入りは難しいのではないかと思う。

須藤智子 議長：黒川議員は、百条委員会は設置せずということか。

黒川 武 議員：設置かどうかということをお聞き前に、もう少しこういうことは議論しなければいけないと思う。

須藤智子 議長：他の人も、意見があったら言ってほしい。

塚本秋雄 議員：市長の話の中で、40万円以上を冊子に使ったということが今回初めて出てきたと思う。単純に1,000部掛ける400円になる。普通に考えて、1,000部と2,000部とでは、かなり間がひらいていると思う。

それと、この文書で、修正は届け出ができるが、その修正を行わなかった理由は、修正をやらなければいけないということは認識していったと捉える。

だから、本来は政治資金管理団体に収支報告書を年に1回出さないといけない。それで、修正して後で届け出できるが、修正を行わないということは、私はまず出していないことのほうが大きいのではないかと、考え方がおかしいのではないかと。そういうことを含めて、これは選挙管理委員会の言葉ではなくて本人の言葉ではないかと思っている。実際に何もしていない団体に口座があったことにするほうが問題との観点から、収支報告書を修正するというはやっておりませんということだから、基本的には修正は後で届けなければいけないというのが政治倫理的な部分で一般的ではないかと思う。政治資金管理ではなく政治倫理的にどうかというのは、首長としての責任を問われるのではないかと、資質が問われるのではないかと思っている。百条委員会とは別であるが。

それと、市長が最後に言った3行については、もってのほかである。言わなくていい言葉である。首長が議会をそう思っているということである。これに私は怒っている。

須藤智子 議長：塚本議員が言っているのは、市長の政治倫理の問題、市長としてのモラル。

塚本秋雄 議員：大野議員も言ったと思うが、問題はこれで終わりという部分ではないと思う。最後の3行が来ているため、私は最近ということである。市長の心の問題である。

これが百条委員会に結びつくのかはまた別である。

須藤智子 議長：百条委員会に、それは結びつくのか。

塚本秋雄 議員：だから、真実は1つである。

宮川 隆 議員：総務・産業建設常任委員会の中で話し合われたことの原点は、先ほど鈴木議員が言われたことだと思う。私の立場からすると、百条委員会の設置を真っ向から否定するつもりはない。ただ、委員会の中で合意、確認されたことは、鈴木議員が言われたようにモラルの部分である。だから、もう犯罪性の告発云々に関しては、それこそ司法がやればいい話だと思っている。

仮に百条委員会を開いたとして、何を求める、どこを明確にしたいのか、明確になったことによって何を結論づけるのかを、やはり開くのであれば、ちゃんと最初に何を指すのかというのは明確にしておく必要があるのではないかと思う。

塚本議員が先ほど言われたように、これは総務・産業建設常任委員会の中でもそうだったが、犯罪性の有無にかかわらず、市のトップとして、その考え方はおかしいのではないか、モラル的にはおかしいのではないかというところから発している。先ほどの市長の答弁にもあったように、議会に対する挑戦的な発言が見え隠れしている。本来、感情論に持ち込むべきことではないと思うが、それ自体がモラルに反しているのではないか。だから、起きたことをまず明確にする必要があるということで、堀議員も言われている。

県の選挙管理委員会云々という話も、先ほど行政課長から出たが、議会として県の選挙管理委員会に問い合わせたかということ、そういう事実はない。総務・産業建設常任委員会でも、裏をとっているということはない。だから、一足飛びに百条委員会という前に、やはりやるべきことがあるのではないか。開くということ否定するわけではないが、まず議会としてやるべきことを整理して、その上でまだ議会として納得できるような結論が出ない場合には、強制力がある百条委員会というステップアップする必要性はあるのではないか。

今、求められていることが、私はあくまでも市長の政治姿勢であり、モラルの部分であるので、その部分というものをやはり議会として、この部分は残された日にちは少ないが、ちゃんと明確に申し入れをして、正すべきものは正してもらおう。議会に謝るのか、市民に謝るのかは、結論づけられるとは思っていないが、少なくとも、もともとの原点は僕はそこにあると思うので、それはやっぱり議会としては整理し、申し入れるべきは申し入れるべきだというふうには感じている。

須藤智子 議長：このことは全員でやるということことか。総務・産業建設常任委員会でやるということか。

宮川 隆 議員：もう、総務・産業建設常任委員会のレベルではないと思う。ここにもあるように、議会がモンスター化していると思いますと言っている以上は、議会として、どこまでが民意を代表した言葉なのか、それとも単なる感情でそれを言っているのかというのは、やはり冷静に受けとめて冷静に返さないと、感情論だけで言っていたら何の結論も出てこないと思っている。

関戸郁文 議員：先ほどから出ていることの繰り返しになるが、市長の政治姿勢、モラルを課題と定義するのであれば、百条委員会設置にそれが値するのか。少し違うのではないかと感じる。

まず、百条委員会が設置された事例などを幾つか調べたが、まだまだ研

究が足らなくて、この内容で百条委員会が設置できるのかどうか。できると思うが、そのあとにどのように進んでいくのか、先ほど選挙管理委員会や銀行に尋ねるなど意見が出されたが、それ以外に何ができるのか、そういうことを事前にある程度決めてから設置するのであれば、議論しなければならないと思う。

2つ目が、市長も梅村議員も言っていたが、警察が調査しているということであれば、そちらの調査権の方が非常に強いため、その調査に委ねた方がいいのではないか。

榎谷規子 議員：警察に委ねるのは反対である。やはり、9月議会の総務・産業建設常任委員会での請願の結果である究明すべきだということを議会として重んじなくてはいけない。このことを岩倉市議会としてきちんと認識すべきだと思う。

市長は、政治姿勢のずさんさを言われているにもかかわらず、議会に対して、モンスター化していると本当に余分な感情をかき立てるだけのようなことをなぜ余分に言うのか、そしてこの用紙を2名の議員に配らないなど、感情的な姿勢ということに非常に首をかしげるものである。しかし、百条委員会を設置することに対しては、私は反対である。やはり、岩倉市にとって、本当に市民にとっての不利益とか不正をたださなくてはならないという重みのものではないので、百条委員会の設置については、私はすべきではないと思う。

なので、結論をどこに持っていかうか、ずっと迷っているが、やはり議会で、総務・産業建設常任委員会での請願の結果を重んずるならば、その究明すべきところの市長の回答が余りにも、また政治姿勢のずさんさを引きずって非常にずさんであり、やはり忘れた、支払いも曖昧なままみたいなことは、私にとっては考えられない。

だから、市長に対して再度、そんなこと曖昧のままでもいいかという姿勢を改めて、4年前の振込先を別に百条委員会を設置しなくても、市長自身だったら調べることができると思う。なので、市長自身にやはり政治姿勢を、本当にあと1カ月という、飛ぶ鳥跡を濁さずにしてほしい。きちんと自分自身がどこにどう払ったか、再度きちんと、曖昧なままの今の報告では終わらせないでほしい。本人が4年前の金融機関での振り込みを調べて、きちんと明確にしていだきたいということを議会として再度申し入れたらどうかと思うが、どうか。

須藤智子 議員：もう一度、市長に対して4年前のリーフレットの枚数、金額を。

榊谷規子 議員：本人だったら、百条委員会をしなくてもきちんと調べられる。

堀 巖 議員：だから、2カ月猶予を与えた。

須藤智子 議長：市長に、正確に枚数、金額を正確に調べてほしいと要求しても、また日にちがかかるかもしれない。

堀 巖 議員：申し訳ない。決議文には政治資金規正法の疑義の解明と書いたが、もう少し大きい観点で言うと、私たち議会を含めて、お金の流れをちゃんと明確にすべきだということところが大きな課題である。それは議会としてちゃんと共通認識を持たないといけない。それを市長が行っていないため、この間ずっと問題にしてきて、究明すべきだと言ってきたわけである。そこら辺が市民から見て、議会がそんなことはどうでもいいのだと、法に抵触していなければ、選挙管理委員会がそうやって言えばいいのだと、市民はそんなことを言わないと思う。議会として、大義名分を掲げて、市長に対してこうすべきだというふうにちゃんと突きつける、真実を追求する、そのお金の流れを明確にすることによって、やはり違うことにも波及してくるかもしれない。

だからこそ、自分でも本当に銀行をたどれば業者名は答えられるが、それも出さないなど隠すというほうに走っているのではないか。

榊谷議員は、2カ月与えて出てこないものが、何でまたこの先また出てくると思うのか。だからこそ、最後の切り札として百条委員会しかないと再度主張する。

須藤智子 議長：では、百条委員会で何をして何を決めてというのは考えているのか。どこへ調査をして。

堀 巖 議員：市長の政治活動なのか選挙活動なのかわからないが、今されていないため、そのお金の流れを明確にすることが議会としても必要だとちゃんと突きつける。それが政治資金規正法に違反するかどうかは、また次のステップの話で、この行為自体、そこを追求する請願の採択をきちんと重んじるということが、議会としてやるべきことではないか。

須藤智子 議長：これを議会全体で、こういう全員協議会の場でまたやるということか。総務・産業建設常任委員会でやるのか。

堀 巖 議員：まず、その認識をちゃんとしてほしい。議会として取り組む必要はないと言っている議員もいる。2人の議員は、あとは警察に委ねればいいと言った。

須藤智子 議長：刑事告発されているため、議会としてもどのように調査するのか。選挙管理委員会に問い合わせするしかないのではないか。

黒川 武 議員：議長、そうではなく、失礼だけど、短絡的に考えるのではなく、例えば県の選挙管理委員会に岩倉市議会議長から照会する方法もある。聞きに行くこともできる。ただ、金融機関での個人情報データというのは、向こうとどこまで開示してくれるのか話をする必要がある。そういったことで、議会として対応していく、そういうこともできると思う。公開をするかしないかは向こう側が判断することになる。だから、今できることをやってはどうかという意見も出てきている。

先ほどの堀議員の話は、市長のお金の流れを全て解明すると話がとても大き過ぎる。ただ言えることは、今ある法の中で、我々はその中でしか動けない。政治活動と政治資金規正法であるが、少し話が大きくなり過ぎるので、その辺のところを押さえながら行っていかなければならない。

堀 巖 議員：全体だと言ったが、さっきのパンフレットの話。

黒川 武 議員：その話である。先ほどの冊子の件に限定してということでもいいのか。

須藤智子 議長：他の意見はあるか。

暫時休憩する。

(休 憩)

須藤智子 議長：休憩を閉じて再開する。

まず、議長名で県の選挙管理委員会へ問い合わせをするが、その内容の文書を書いてほしい。間違っって問い合わせするといけない。意図が伝わらなければいけない。

この議会中にできるかどうかかわからないが、まず、その結果を待ってから、また全員協議会で議論するということでよろしいか。

では、そのようにまず議長名で選挙管理委員会へ問い合わせするということでよろしいか。(了承)

では、そういうことで、議長名で問い合わせをする。まず。それから、結果が来たらまた皆に知らせ、また議論したいと思う。

他に何かあるか。

鈴木麻住 議員：今のネットで頼んだという回答はもう議論はしないのか、追求しないのか。

須藤智子 議長：枚数についてか。

鈴木麻住 議員枚数と値段である。

須藤智子 議長：総務・産業建設常任委員会で残っているものか。

鈴木麻住 議員：総務・産業建設常任委員会に対して回答があったが、これは回答になっていない。それをそのまま受け入れておしまいということでは

いいのかどうか。

堀 巖 議員：だから、今度は議長名でこれではいけないと出さなければいけない。

鈴木麻住 議員：これに対しても、何かアクションしなければいけないのではないか。

須藤智子 議長：もう少し調べてほしい旨をか。

梅村 均 議員：だめということで今日来たが、時系列的には、またそれに対してだめとしていかない。何かわからない。その正確な数字がわかることと、このアバウトの40万円以上使ったということといいような気がする。

堀 巖 議員：だったら、そんな2カ月間やってこない。この2カ月間、何をやっていたという話である。

梅村 均 議員：それはやれなかったのだろう。

相原俊一 副議長：それは政治モラルの問題である。

堀 巖 議員：だから、議会がその市長の姿勢に対して、何も怒らないなんておかしいのではないか。

鈴木麻住 議員：だから、議会軽視でいいのかという話である。

相原俊一 副議長：そうである。だから、議長から県の方へまず申し入れしてもらい、一つずつだと思う。

堀 巖 議員：違う。市長に対してのアクションをしないといけないと言っている。

相原俊一 副議長：だから、それは今の問題はもう一つ言葉足らずだからということで申し入れしてもいい。

堀 巖 議員：もう一つどころの騒ぎではない。

相原俊一 副議長：それについては、個々の問題ではないか。

堀 巖 議員：議会軽視だと思っていないということか。

相原俊一 副議長：いや、思っている

堀 巖 議員：思っていたら、議長としてそれに対する抗議文を出すべきだという話である。

相原俊一 副議長：そのとおりである。

須藤智子 議長：振込先を調べてもらうということと、あと何を要求するのか。明確に書かないといけない。

堀 巖 議員：振込先がわかれば金額はわかる。

須藤智子 議員：銀行は絶対教えない。

U F Jと言ったのではなく、それは奥さんの口座だからと言わなかった。現金で振り込んだと言われた。

堀 巖 議員：そんないいかげんな答弁で2カ月って、そんなのいけない。  
須藤智子 議長：もう一度、4年前のパソコンの履歴を調べてくれということか。  
梅村 均 議員：パソコンはもう絶対調べられない。  
須藤智子 議長：調べられないのか。  
鬼頭博和 議員：メールはもう残っていない。  
梅村 均 議員：銀行へ行って調べてほしいということか。ある期間の取引というのは、言えば出してもらえる。  
須藤智子 議長：銀行へ行って4年前の振り込みの履歴をか。  
黒川 武 議員：ただ、ここで上がった意見は議長のほうから申し入れをできれば。  
須藤智子 議長：申し入れは、その1点でいいのか。振込先を調べてもらう。どこへ振り込んで、どこから振り込んだか。  
堀 巖 議員：私は、何でこの2カ月間にできなかったということがひっかかる。こっちから言われないとやらないのもおかしい。  
須藤智子 議長：2カ月間、何の動きがなかったこと。  
宮川 隆 議員：そもそも論からいったら、当然、総務・産業建設常任委員会の結論になるが、議会に対して、委員会に対して真摯に対応してほしい。  
堀 巖 議員：一部の議員に引っ張られてモンスター化しているなんて話。  
黒川 武 議員：だから、それは不穏当発言なので、議長からその辺についても申し入れをするということでしょうか。それはそれで意見として出てきているのだから、・・・。  
宮川 隆 議員：結局、理解してもらいたいのであれば、個々の議員に事前にこれを渡して、説明するならまだしも、全員協議会の席で、区別つけて、それはおかしい。そこがモラルがどうという話である。  
黒川 武 議員：だから、これはもう返せばいいのではないか。  
須藤智子 議長：はい、わかった。  
では、このまとめとしては議長から市長へ確認することは、自分で銀行へ行って振込先を調べてもらう。2カ月間、何も動きもなかったということについての理由も求める。  
それと、不穏当発言のことも入れるのか。  
黒川 武 議員：そのとおり。だから、それについては口頭で抗議の意思を示すということでもいいのではないか。  
須藤智子 議長：これは口頭でもいいのか。  
宮川 隆 議員：文書で出すべきという意見もあるので、文書で出してもいい

い。

須藤智子 議長：わかった。

あと、愛知県の選挙管理委員会には、議長名で調べてもらう。

ほかに何か意見はある。

[挙手する者なし]

須藤智子 議長：この件については、これで締めてよろしいか。

この件については終了する。

他によろしいか。何か問題点などないか。

木村冬樹 議員：前副市長の退任挨拶が各種団体に来ているが、秘書企画課名で、郵便代が公費で支払われていることで、さまざまところで議論されていることが少し気になっている。

須藤智子 議長：確認したら、今までもずっと退任挨拶は市から出している。赤堀前副市長のときもそのような形であった。

木村冬樹 議員：日付がかなり遅れてという形で。

須藤智子 議長：遅れたことについては、わからないが、赤堀前副市長のときもやっているようである。

木村冬樹 議員：それをもって、公職選挙法に抵触するようなことはないと思うが、これも少し気になる行動だと思う。

塚本秋雄 議員：赤堀前副市長は候補者ではない。立候補したときに候補者は議員と一緒に立場になる。

須藤智子 議長：あのはがきは副市長としての退任の挨拶で、それを各種団体……。

行政課長は、何をそういうのを出すのかわかるか。

行政課長：秘書企画課が慣例でやっていると思います、

須藤智子 議長：秘書企画課が慣例で、今までもずっとやっていた。

相原俊一 副議長：正・副議長としては、少し遅かったのではないか、選挙が近づいてきているなど申し入れはした。申し訳ありませんとは言っていたが、

須藤智子 議長：退任挨拶の文書は何週間とか決まっているのか。

宮川 隆 議員：通常は任期満了でやめられる方なので準備しているのではないか。だから、それが遅れたことは、段取りの部分もあり、仕方がないと思う。

したがって、私たちが問題視しなければいけないのは、相手が候補者であるということである。候補者であるにもかかわらず、あのような出し方をするのはいかがなものかということである。

須藤智子 議長：しかし、今までも行っていた慣例である

相原俊一 副議長：慣例が遅過ぎた。

木村冬樹 議員：しかし、今までにはないやめ方ならば、同じ慣例に従ってやったことで……。

堀 巖 議員：今度、一般質問でやる。

木村冬樹 議員：期待している。

須藤智子 議長：ほかにはよろしいか。

行政課長：挨拶状の禁止というのがあり、公職の候補者になった方は、挨拶状は禁止されています。例えば、挨拶状は時候の挨拶だとか年賀状などなので、そういう内容には十分注意してほしいというのは、選挙管理委員会から市に指導をさせていただいて、中身に問題がないかを選挙管理委員会でも確認をさせていただいています。そういう配慮は4年前やっていなかったということはありません。

宮川 隆 議員：今の選挙管理委員会というのは県の選挙管理委員会のことか。

行政課長：市の選挙管理委員会のことです。それは公職選挙法ですので、公職選挙法は市の事務です。

須藤智子 議長：その内容についてはちゃんと確認して出させたということである。

塚本秋雄 議員：ならば、選挙管理委員会が候補者と知ってその文書は認めたということでもいいのか。

行政課長：内容が公職選挙法に違反するかどうかについてチェックをしたということです。

塚本秋雄 議員：だから、そのチェックをしたときに、候補者ということを知っていたということでもいいか。

行政課長：前提です。

私たちにとっても急だったので。

塚本秋雄 議員：出馬表明した段階でもう候補者である。一般的にそこから税金を使ってはいけない。

須藤智子 議長：よろしいか。

それでは、これで全員協議会を終了する。